

静岡県立農林大学校学生寮舎監業務委託契約書（案）

静岡県立農林大学校（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、静岡県立農林大学校学生寮舎監業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、次の静岡県立農林大学校学生寮舎監業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 委託業務の内容は、別添仕様書に定めるものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
年額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）
を支払うものとする。

2 第1項の委託費は、月額で金 円とする。

4 乙は、第5条の承認を受けたときは、当該月分の委託費を翌月の10日までに請求し、
甲は乙に対し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、別添仕様書により、委託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 乙は、毎日の委託業務終了後は、所定の業務日誌等を作成し、甲に提出し承認を得なければならない。

（臨機の措置）

第6条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（機密漏洩の禁止）

第7条 乙は、委託業務実施中に知り得た機密及び甲の行政事務で一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

（調査等）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは、必要な報告を求め、又は、委託業務の処理に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

る。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、第三者に対し、業務の一部または全部の実施を委託し、もしくは請け負わせ、又は、この委託契約に基いて生じる権利、義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合についてはこの限りではない。

(解除等)

第10条 甲は次のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が、不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行できないと甲が認めたとき。
- (4) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金の10分の1を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項第2号、第3号及び第4号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(合意管轄)

第13条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合

意する。

(損害賠償責任)

第 14 条 乙は、委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負う。また、委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(疑義等の決定)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 磐田市富丘 6 7 8 - 1
静岡県立農林大学校
校長 滝田 和明

乙